**府意思疎通支援部会**

**要約筆記・新たな意思疎通支援**

**ワーキンググループ資料関係【抜粋】**

**失語症者への支援の主な論点について**

|  |  |
| --- | --- |
| **現状および課題** | **方針（案）** |
| **【養成について】**➢養成については、国の研修（失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修）を受講できるのが各都道府県で毎年度２名（言語聴覚士に限る）。**【派遣について】**➢国は、基本的には盲ろう者通訳介助者派遣制度と同様の取組みを想定。大阪府の失語症者数を16千人(全国の失語症者数は20～50万人と推計されており20万人の大阪府の人口の8％として16千人)として、そのうちの10％の1600人が制度を利用したとしたら、年間10億円が必要(盲ろう者通訳介助者派遣制度は制度利用者が約100名で年間予算約1億円)。**【総合支援法上の問題点】**➢国は、失語症者向け意思疎通支援に関し、養成は都道府県、派遣は市町村の役割としている（「参考資料２」参照）。➢総合支援法第78条（都道府県の実施義務を規定）で養成した者を、第77条（市町村の実施義務を規定）で派遣するのは法の趣旨に照らし妥当か。➢財政制度的にも、市町村が派遣する人材を都道府県が養成するのなら、市町村が応分の負担をすべきではないか。 | **【養成について】**➢国の定める「失語症者向け意思疎通支援者」のカリキュラム80時間 ÷ 6時間／週 ≒ 14週 ＝　3.5ヵ月➢これまでに、３名が国の研修を受講。来年度は２名が受講予定。よって来年度末には、5名の講師が確保できる。➢なお、国の指導者養成研修を修了した言語聴覚士については、府に登録。**【派遣について】**➢派遣制度は、盲ろう者のように同行援護のメニューの中に失語症者を対象とするのが現実的。**【総合支援法上の問題点】**➢引き続き、国に提言。 |

**失語症者への支援のイメージについて**

|  |
| --- |
| ○養成について➢以下の３類型をベースとして養成していく。1. 80時間全て受講する人（福祉事業所等の職員等を想定。リーダー。）
2. 20～30時間程度受講する人（当事者パートナー）
3. 小売業や旅客業などの業界団体の担当者など例えば１日分を受講する人。

○派遣について➢派遣そのものを実施するのではなく、府の講習の修了者（リーダー、パートナーに限る。）がいる事業所を「認証」・「公表」するような取組み。○その他➢定期的な連絡会を大阪府、大阪府言語聴覚士会、大阪府失語症友の会等連絡会とで行う。 |